参考資料２－５

５．ＰＦＩ／ＰＰＰの推進について

１．概要

工業用水道事業者の抱える課題として、需要の低迷等厳しい経営環境の中で老朽化した施設の計画的な更新・耐震化、技術職員の高齢化・職員不足への対応等に取り組んでいく必要があるが、その解決策の一つとしてＰＦＩ／ＰＰＰといった官民連携の活用が考えられる。

また、平成２５年６月に閣議決定された「日本再興戦略」において、公共施設等運営権等の民間開放としてＰＰＰ／ＰＦＩの活用拡大が取り上げられており、国として推進に取り組むこととしている。

２．政策的意義

一般的にＰＦＩ／ＰＰＰの推進により期待される効果としては、低廉かつ良質な公共サービスが提供されること、公共サービスの提供における行政の関わり方の改革、民間の事業機会を創出することを通じた経済の活性化等がある。

工業用水道については、ＰＦＩ／ＰＰＰといった官民連携を進めることにより民間の経営ノウハウ、資金力、技術力の活用が図られ、工業用水道事業の運営基盤の強化及び豊富低廉な工業用水の安定供給に繋がることが期待される。

３．現状における問題点

浄水場の運転管理に係る包括委託や排水処理施設に係るＰＦＩ事業の実施例は一部にあるものの、工業用水道の運営に係るＰＦＩ事業は、総じて事業者自らが望んでいないことに加え、コスト削減や創意工夫の困難性、事業運営上のリスクの高さからも進んでいないのが現状となっている。しかし、今後、事業を担う人員の確保ができず、事業運営を民間に委ねようと考える事業者がでてくることも考えられるが、公共施設等運営権制度を工業用水道事業者向けに解説したガイドラインが存在しない。

４．今後の施策の方向性

ＰＦＩ事業の実施を検討する事業者のための環境整備として、平成１６年度に策定した「工業用水道事業におけるＰＦＩ導入ガイドライン」について、公共施設等運営権制度等その後のＰＦＩ改正事項を反映する改訂を行う。

また、厚生労働省と共催している「水道分野における官民連携推進協議会」により、工業用水道事業者と民間事業者との情報交換、マッチングを引き続き図っていくことでＰＰＰ／ＰＦＩの推進に取り組んでいく。

ＰＦＩ（Private Finance Initiative）について

【概要】

公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法であり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（ＰＦＩ法）に基づき実施されている。

国・地方とも財政状況の厳しい中で、真に必要な社会資本整備を公的資金のみでなく、民間の資金やノウハウを活用することにより効率的に進め、経済活性化及び経済成長を実現することを目的としている。

【ＰＦＩをめぐる近年の動き】

①ＰＦＩ法改正の経緯

（平成２３年５月改正の主な内容）

○ＰＦＩの対象施設の拡大（賃貸住宅、船舶・航空機・人工衛星等を追加）

○民間事業者による提案制度の導入

○公共施設等運営権制度の導入

（平成２５年９月改正の主な内容）

○官民インフラファンドの創設（独立採算型のＰＦＩ事業に対し金融支援）

②ＰＰＰ／ＰＦＩの抜本改革に向けたアクションプランについて

平成２５年６月に民間資金等活用事業推進会議にて決定されたものであり、ＰＰＰ／ＰＦＩ事業として、今後１０年間（平成２５～３４年）で１２兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとされている。

（１）公共施設等運営権制度を活用したＰＦＩ事業：２～３兆円

○空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

（２）収益施設の併設･活用など事業収入等で費用を回収するＰＦＩ事業等：３～４兆円

○高速道路（特に大規模改修が必要な首都高）など、公共施設の維持・更新にＰＰＰ的手法の導入検討 等

（３）公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたＰＰＰ事業：２兆円

○民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備 等

（４）その他の事業類型（業績連動の導入、複数施設の包括化等）：３兆円

＜（１）～（４）の類型を通じた具体的取組＞

○ＰＰＰ/ＰＦＩの抜本改革に重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた各種補助金・交付金の重点化 等

③日本再興戦略について

日本経済の再生に向けた成長戦略として平成２５年６月に閣議決定されたものであり、ＰＦＩの推進について以下のとおり言及されている。

○公共施設等運営権等の民間開放（ＰＰＰ/ＰＦＩの活用拡大）

国内のインフラ整備・運営を担ってきた公共部門を民間に開放することは、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす。民間の提案を活かし、民間投資を喚起する事業へとＰＰＰ/ＰＦＩの抜本的な転換を図るため、今後１０年間における１２兆円規模のＰＰＰ/ＰＦＩ活用のためのアクションプランを実行に移す。

【工業用水道事業におけるＰＦＩ活用について】

地方公共団体が実施する工業用水道事業における民間参入の形態には様々のものがあるが、業務委託が多く、ＰＦＩ方式といった民間の経営能力を大きく活用する方式は現状では少なく、活用する場合も排水・汚泥処理施設等の限られた施設のみを対象としている。

○埼玉県

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業

＜事業概要＞約２４２億円（Ｈ１６．１２～、２０年間）

県南部地域の工業等へ工業用水を供給している大久保浄水場の発生汚泥の処理施設整備と運転管理。※上水道施設と共用。

○愛知県

①知多浄水場始め４浄水場排水処理施設整備・運営事業

＜事業概要＞約９５億円（Ｈ１８．４～、２０年間）

愛知用水地域の４浄水場において、汚泥の脱水処理から発生土処分までの一連の工程で必要となる施設設備（脱水機の新設、増設、更新等）と管理運営。※上水道施設と共用。

②豊田浄水場始め６浄水場排水処理施設整備・運営事業

＜事業概要＞約１３８億円（Ｈ２３．４～、２０年間）

三河地域の６浄水場において、汚泥の脱水処理から発生土処分までの一連の工程で必要となる施設整備（脱水機の新設、増設、更新等）と管理運営。※上水道施設と共用。

PFI法の概要

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号））

目的（第1条）

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

対象施設（公共施設等）（第2条）

○公共施設（道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等）
○公用施設（庁舎、宿舎等）
○賃貸住宅及び公益的施設（教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等）
○情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
○船舶、航空機、人工衛星等

公共施設等の管理者等（第2条）

○各省各庁の長（衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む）
○地方公共団体の長
○独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

基本方針（第4条）

特定事業の実施に関する基本的な方針（閣議決定）

事業の実施

公共施設等の管理者等

- **実施方針の策定・公表（第5条）** ← **民間事業者による提案（第6条）**
- **特定事業の選定（第7条）**
  ※VFM評価（第11条第1項）
- **民間事業者の選定（第8条）**
  ※総合評価方式が原則（第11条第2項）

選定事業者

- **選定事業の実施（第14条）**

公共施設等運営権方式（第16条）
利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共施設等の管理者等が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式

株式会社民間資金等活用事業推進機構（第31条～第67条）

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施

PFI推進会議（第81条）

会長：内閣総理大臣　委員：国務大臣
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

PFI推進委員会（第83条）

委員：学識経験者から内閣総理大臣が任命（9名）
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

支援措置等

○国の債務負担5年→30年（第68条）
○行政財産の貸付け（第69条、第70条）
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産（土地・建物等）の貸付けが可能。
○国公有財産の無償使用等（第71条）
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能。　等